

7日 小暑,七夕, 10日 参議院選挙, 18日 海の日, 23日 大暑



1. July ご案内・改正情報

①算定基礎届は、**7月11日**が提出期限。4月～6月(支払ベースで見ます)の3か月の給与平均額の結果、9月に改定されます(保険料変更は、通常は翌月の10月支払い給与から)。固定的金の変動が4月にあり、標準報酬月額に2等級以上差がある場合には7月改定(月額変更届)となります(※固定的金がアップしたが、標準報酬はダウンの場合は該当しない、その逆も)。休業手当を含めて算定しますが、4月～6月の間に一時帰休を解消した場合には、休業手当を支給した月を除いて算定します。

②賞与支払の時期です。不支給の場合は、社会保険の「賞与不支給報告書」の提出を致します。また、支給後に月末までに(月末日を除く)退職する場合には、被保険者でなかったとして保険料を徴収いたしません。ご注意下さい。

※(労働者分保険料率)健康保険 **49.65**(愛知)/1000、介護保険 **8.2**/1000
厚生年金保険 **91.5**/1000 雇用保険 **3**/1000(建設業 **4**/1000)

2. 名言名句

「私は運というものを強く信じている。そして、運とは努力するほど増すものだと思う。」

<トーマス・ジェファーソン(1743～1826) 第3代アメリカ合衆国大統領>

3. 法改正等ワンポイント

社会保険の適用拡大

1. 施行日から特定適用事業所に該当

2021年10月から2022年7月までの各月のうち、厚生年金保険の被保険者の総数が6ヶ月以上100人を超えた場合には、2022年10月より特定適用事業所となり、以下の通知が送付されます。

- ① 2022年8月頃に「特定事業所該当事前のお知らせ」が送付される。
- ② 2022年10月頃に「特定適用事業所該当通知書」が送付される。

特定適用事業所に該当したときは、通常「特定適用事業所該当届」(以下、「該当届」という)を提出しますが、施行

対象	要件	平成28年10月～(現行)	令和4年10月～	令和6年10月～
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

日である2022年10月1日から特定適用事業所となる場合は、該当届の提出は不要であり、②の通り該当した旨の通知が送付されます。

2. 施行日以降に特定適用事業所に該当

2022年10月1日以降に特定適用事業所に該当する場合の流れは以下の通りです。

- ① 直近11ヶ月のうち、厚生年金保険の被保険者の総数が5ヶ月100人を超えたときに、6ヶ月目頃、「特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ」が送付される。
- ② 6ヶ月目も100人を超えたときには、該当した事業所が「特定適用事業所該当届」を提出する。
- ③ 該当した事業所から該当届が提出されないときには、日本年金機構が「特定適用事業所該当通知書」を事業所に送付する。②のとおり、該当届を事業所から提出することが原則となっています。

今回の社会保険の適用拡大で、厚生年金保険の被保険者数100人超の事業所が特定適用事業所になりますが、この基準は2022年10月時点のみで判定するのではなく、2022年10月以降も毎月、継続して判定されます。尚一旦、特定適用事業所に該当した後は、厚生年金保険の被保険者数が100人以下となった場合でも、不該当となる届出を経ない限り、特定適用事業所そのままとなります。

★2カ月以内の期間を定めて雇用される場合は、健康保険・厚生年金保険の適用除外となりますが、**令和4年10月から**、当初の雇用期間が2カ月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険に加入となります。※適用拡大対象事業所でない場合でも

アの場合の例

【雇用期間が2か月以内であっても適用される場合】

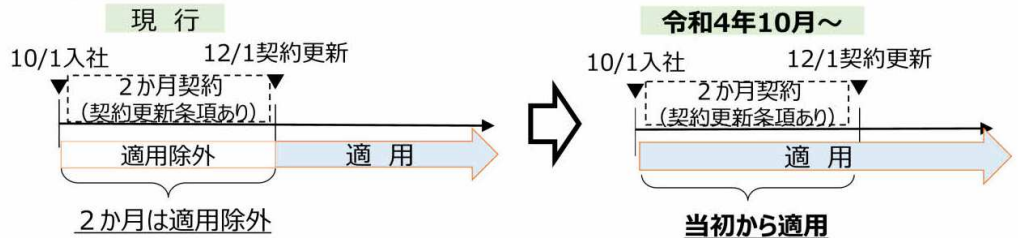
- ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

4. 統計・情報

①)、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に

起因する雇用への影響に関する情報を公開している。同情報は、都道府県労働局の聞き取り情報や公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に集計したもの。最新の6月3日現在集計分によると、雇用調整の可能性がある事業所数は **13万7,384所(累計値)**、解雇等見込み労働者数は **13万3,097人(同)** に達した。コロナ発生以降の推移をみると、雇用調整の可能性がある事業所数は、2020年7月(2万5,262所)をピークに減少し、2022年は200~300台で推移、5月は343所だった。

②「懲役刑」と「禁錮刑」を一本化した「拘禁刑」を創設するほか、**侮辱罪に懲役刑や罰金刑を追加して法定刑の上限を引き上げる改正刑法**が、6月13日の参議院本会議で可決、成立した。**拘禁刑は2025年施行見込み**で、懲役受刑者の年齢や特性に合わせて改善更生に向けた指導や刑務作業を柔軟に組み合わせた処遇が行えるようにする。**侮辱罪の厳罰化は、インターネット上の誹謗中傷に歯止めをかけるのがねらい**で、公布から20日で施行される。



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

感染者数が激減する様子がない中、制限が緩和され「**ウィズコロナの社会経済活動**」へ移行している感があります。そんな中、戦争の影響も大きく物価上昇は家計の負担を大きくしています。ガソリン等の値段も下がらず厳しい状況です。今夏も猛暑が一段と激しく、電力ひっ迫も予想され節電要請が出る予想で、何重苦になるのかわかりません。とにかく**健康体力を維持することが一番**かと思えます。コロナ禍で体がなまってしまい免疫力も落ちているのではと、久しぶりにジム通いを再開し体力向上に努めています。意外に混んでいなくて、常連らしき人も見当たらず、皆自粛しているのか、それとも退会したのかと思いをめぐらせながら、「**ストレッチと歩行運動**」を実践しています。**人間「健康には歩くことが最重要**」とも言われています。江戸時代までは、便利なものではなく、移動手段は基本は歩きでした。産業発展が自然環境を悪化させて人間がその自然の脅威にさらされ、また先の大戦で戦争の恐ろしさを知った世界がまたその脅威に。

SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」と言われて久しいです。産業革命前にもどることはできませんが、世界が足並みを揃えてゆけば達成は近づくのかもしれない。**究極を言えば、江戸時代以前になれば一気に解決!**・・・ですが、そんな事はあり得ませんので、一人一人の生活スタイルを見直し、考え方を改めてゆけば前進できるのではと思います。(S)